

若者 I T キャリア形成支援事業業務委託  
プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、若者 I T キャリア形成支援事業業務委託の受注候補者決定に当たり、プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から受注候補者を決定するために必要な事項について定めるものとする。

(選定方法)

第2 選定に当たっては、提案内容を一次審査及び二次審査により評価し、受注候補者の選定を行う。

2 提案者が4者以下の場合は、一次審査は実施しない。

3 提案者が5者以上の場合においては、一次審査を実施し、上位と評価された4者により、二次審査を行う。

(資格審査)

第3 提案内容が、当該業務委託公募型プロポーザルの募集に当たり定める応募要件を満たしていることの資格審査はものづくり推進課が行う。

(一次審査)

第4 一次審査は、次に掲げる者を指名し、企画提案書等の評価を行う。

(1) ものづくり推進課長

(2) ものづくり推進課課長補佐

(3) ものづくり推進課工業振興係長

(二次審査)

第5 二次審査は次に掲げる者を指名し、企画提案書等及び提案者からの事業説明を含むプレゼンテーションにより評価を行う。

(1) 市民部男女共同参画推進室 室長又は室員

(2) 商工労働部 部長又は次長

(3) 商工労働部ものづくり推進課 課長又は課長補佐

(4) 商工労働部ものづくり推進課工業振興係 係長又は係員

(審査の基準)

第6 審査の項目は次のとおりとする。

(1) 業務の目的の理解

(2) 創意工夫の提案内容

(3) 業務遂行能力

(4) 業務執行体制

(5) 費用

(審査の方法)

第7 第6に定める審査の項目に基づき「若者 I T キャリア形成支援事業業務委託プロポーザル審査シート（以下「審査シート」という。）」を別紙のとおり定める。

2 評価は、参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

3 参加者が1者のみであった場合にも、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(受注候補者の選定)

第8 第7に定める審査の結果、各評価者が評価した評価点数を参加者ごとに合計し、その合計が最も高い参加者から合計点の高い順に順位を付し、当該順位の合計が最も低い参加者を受注候補者とする。ただし、参加者の全員について、各評価者が付した評価点の合計が満点の600分の300に満たない場合は、受注候補者無しとする。

2 前項の場合において、順位の合計点の最も低い参加者が2者以上あった場合は、審査シートの「業務の目的の理解」に関する審査項目について、各評価者が付した評価点数の合計点の最も高い参加者を受注候補者とする。

3 前項の場合において、評価点の合計が最も高い参加者が2者以上あった場合は、くじ引きにより受注候補者を決定する。

(審査結果の通知)

第9 審査結果は各参加者へ書面により通知する。

若者ITキャリア形成支援事業業務委託プロポーザル審査シート

審査員氏名： \_\_\_\_\_

参加者名： \_\_\_\_\_

審査項目及び点数

審査項目	審査対象	審査の観点	配点	重要度	得点	
提案内容	業務の目的的理解	全般 ・業務の目的や趣旨を理解し、的確な内容の提案となっているか。	／5	×3		
	創意工夫の提案内容	若者ITキャリア形成支援事業運営の基本的な考え方	・運営の基本的な考え方は適切であるか。 ・運営の創意工夫がなされた提案となっているか。	／5	×3	
		若者ITキャリア形成・魅力発信講座について	・若者が興味、関心を寄せられる講座として創意工夫がなされた提案となっているか、 ・集客方法は集客が見込まれる方法であるか。	／5	×5	
		若者ITキャリア形成・開発体験講座について	・専門的な開発体験講座として創意工夫がなされた提案となっているか。 ・集客方法は集客が見込まれる方法であるか。	／5	×5	
		情報発信について	・情報発信内容は集客および成果が周知されるよう工夫がなされた提案か。 ・学生コアメンバーと連携し、魅力ある情報を発信する提案となっているか。	／5	×5	
		配慮事項について	・中長期および北上川バレープロジェクトへの貢献が配慮された提案となっているか。 ・マルチモノ盛岡推進協議会と連携した提案となっているか。 いわて高等教育地域連携プラットフォームと連携した提案となっているか。	／5	×5	
業務を適正かつ誠実に履行する能力	業務遂行能力	全般 ・事業遂行に於ける運営管理が適切であるか。	／5	×2		
	業務の執行体制	全般 ・業務の執行体制は適切か。 ・作業量は適切か。	／5	×1		
	費用	全般 ・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。	／5	×1		
合計					／150	

点数の基準

5：非常に優れている 4：優れている 3：問題はない（中位点） 2：やや問題がある（一部修正が必要） 1：問題がある（大幅な修正が必要） 0：採用できない